

平成24年度第2回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成24年12月10日（月）午後1時30分から

2 会 場 宮城県行政庁舎10階 1002会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 星 尚文, 青木 タマキ, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎,
吉岡 弘宗, 千葉 雅保, 鈴木 一樹, 三輪 哲, 阿部 春美,
菅原 通悦

(委員14人中11人出席)

(2) 欠席委員 小野寺 靖子, 山田 春樹, 徳永 恵子

4 議題

(1) 調査審議事項

- ①高等学校の収容定員の変更について（（仮称）仙台城南高等学校）
- ②幼稚園の収容定員の変更について（（仮称）若柳よしの幼稚園）
- ③学校法人の設立について（（仮称）学校法人赤門宏志学院）
- ④学校法人の設立について（（仮称）学校法人赤門学院）
- ⑤専修学校の設置者の変更について（赤門鍼灸柔整専門学校）
- ⑥専修学校の設置者の変更について（専門学校赤門自動車整備大学校）
- ⑦専修学校の目的変更について（専門学校日本デザイナー芸術学院仙台校）
- ⑧各種学校の収容定員の変更について（（仮称）仙台市医師会看護学校）
- ⑨各種学校の廃止について（仙台市医師会附属准看護学院）

(2) その他

5 会議の概要

事務局から審議会運営規定により会議が有効に成立している旨、報告があった。

松良議長が審議会運営規定により議長となった。

議長は、議事録署名人として星委員と佐藤委員を指名した。

(1) 調査審議事項

- ①高等学校の収容定員の変更について（（仮称）仙台城南高等学校）

事務局から資料より、説明を行った。

(吉岡委員)

設置基準には問題がないということでしたが、今後どのような判断が必要になるのかと

ということについて、少子化を考えたような定員の考え方をしたときに、最近5年の生徒の推移を反映させて考えると、今回収容定員の変更は本当に必要なのでしょうか。

多少電子科が下降から上向きになっていますが、全体のトータルとすれば数字的には減っていつているようです。内容だけの変更で、実質的な収容定員の考え方をするということは良いのでしょうか。他の学校種はどのようなのでしょうか。

前回の審議案件の尚綱学院さんは完全に減らすというという捉え方で審議を行いました。ここは現状を維持したまま、カリキュラムの変更で認可基準を満たしているということだけで認可して良いのでしょうか。何のために5年間の生徒の推移がでているのでしょうか。

(松良議長)

御質問になりますか。

(吉岡委員)

確認です。推移はなぜ出ているのでしょうか。

(事務局)

収容定員に対して実員が達しているかどうかにつきましては、定員を順守して実員を確保するということですので、定員を満たす、又は超過するほど募集しなければいけないということではありません。極端に定員割れをしている場合は問題になるかと思われませんが、例えば定員に対し9割以上の実員がいて、1割定員に達していないからといって収容定員を1割下げなければいけないということではありません。

尚綱学院につきましては、教育方針の転換と、元々グラウンドが狭く、また、新たに校舎を建設するということで、定員と校舎や運動場との兼ね合いから、そのような定員にしないといけなかったということがありました。

本校の場合につきましては、校舎やグラウンド等は既存ということで、状況は尚綱学院とは異なりますので、問題はありません。

また、今回、仙台城南高等学校に変更するということで、今まで技術校ということでPRや募集活動を行ったり、そのようなイメージを持たせるようにしてきたりということがありましたが、これからは進学校のイメージで広報していきたいという説明がありました。

現在は、定員を若干下回っているところで推移しておりますが、今後はそのような面からのPRを行うことで、定員を満たす努力をしていくということでした。

(吉岡委員)

審査基準を満たしていれば、それでいいということなのですか。

国で大学の認可の在り方が問題になったり、強制執行されてしまうような大学法人が出てきたりしている状況で、その考え方の方向性を変えないといけないのではないかと示した大臣もいました。そういう意味で、審議会はどのようなあり方のスタンスなのかについて、県としても考えを見直していく部分があるのではないのでしょうか。

(大森課長)

定員の在り方につきましては大きな課題ということで、別途議論が必要な問題かと思われれます。私どもとしましては、現行の審査基準に則って、審査の上、審議会に御諮りし、

この審議会の中で最終的な判断をしていきたいと考えております。また、5年間の生徒の推移はあくまで参考となりますので、定員の遵守状況等を審議の参考にしていただければと思います。

(吉岡委員)

既に募集活動は行われているのですか。

(事務局)

名称変更等は届出となっており、手続は行われておりますので、4月から新しい名称で開始するというPR活動を行うことは問題ありません。

(吉岡委員)

新しいコースの話までは触れていないということですか。新しいコースにするための審議ではないのですか。

(松良議長)

今回その内容は含まれておりません。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

②幼稚園の収容定員の変更について（（仮称）若柳よしの幼稚園）

事務局から、資料より説明を行った。

(千葉幼専各部部长)

8月29日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

(吉岡委員)

高等学校の学則変更要項と幼稚園の学則変更要項と形式は違いますが、幼稚園と高等学校の違いは何かあるのでしょうか。

また、新入園児募集受付終了後の平成25年度見込み園児数につきまして、平成24年11月現在のよしの幼稚園の進級する3歳児が4人となっておりますが、これは5月現在の実数の中にいるのですか。

(事務局)

現在、満3歳児がおり、その4人が進級するということになります。表中の上の実数は、5月の実員となります。

なお、様式につきましては、定まっておりませんので、それぞれの案件ごとに作成しております。

(佐藤委員)

説明の中で、担任教諭14人中うち担任が7人というのは分かりましたが、預かり保育で主任が1人でパートが4人というのは多いように感じたのですが、どの程度の人数を想定しているのでしょうか。

(事務局)

先週確認した時点で、預かり保育の申込があるのは、3歳24人、4歳21人、5歳36人、合計79人ということでした。

(佐藤委員)

保育園的な機能を持たせるということですね。

(伊藤委員)

資料下段の、「入園児のうち、栗原市内に居住する幼児の保護者が負担する入園料及び保育料」とはどういうことなのでしょう。

(事務局)

栗原市以外の市町から通う場合は、学則どおりの保育料を徴収するという事です。

学則上の保育料に就園奨励費が反映され、さらに補助が入ります。最終的には、市立の保育園に通っていた場合と同じ負担額になるということになります。

(大森課長)

栗原市以外から入園される方につきましては、それぞれの住所地の市町村から就園奨励費が出ますので、市外から通われる方が保育料の全てを負担するという訳ではありません。

(吉岡委員)

周辺地域は全て就園奨励費が該当するのですか。

就園奨励費は行政でやるかやらないかという選択になりますから、全て網羅されているとは思えません。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

③学校法人の設立について（（仮称）赤門宏志学院）

④学校法人の設立について（（仮称）赤門学院）

⑤専修学校の設置者の変更について（赤門鍼灸柔整専門学校）

⑥専修学校の設置者の変更について（専門学校赤門自動車整備大学校）

事務局から資料により説明を行った。

(千葉幼専各部長)

8月29日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑦専修学校の目的変更について（専門学校日本デザイナー芸術学院仙台校）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑧各種学校の収容定員の変更について（（仮称）仙台市医師会看護学校）

⑨各種学校の廃止について（仙台市医師会附属准看護学院）

事務局から資料により説明を行った。

（千葉幼専各部会長）

8月29日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

特に質疑等なく、本審議会として了承される。

（2）その他

（吉岡委員）

子ども子育て関連3法がどのような方向で行くかは未知数ですが、県として審議会はどのようになるのか、その辺の見通しはまだたっていないのでしょうか。

おおひら幼稚園のように幼稚園分はこのような審議で、保育所分は別の形で、今後認定こども園になった場合はどうなるのでしょうか。我々幼稚園の中ではすごく気になる部分なのですが、全てが変わる、基準も変わるという中で、県はどのようなスタンスでいるのでしょうか。

（大森課長）

子ども子育て関連3法関係の話は御案内のとおり、正直今後どのようになるかもはっきりしていない状況です。我々以外に保健福祉部が中心となり、県庁としては動いているのですが、担当者の方もまだよく分からないといった状況です。まだ、幼稚園部分についてこのように変わりますと具体的に説明できる材料がありません。

その他委員から意見等なく、事務局から当日資料について説明を行った。

6 その他

平成24年第3回私立学校審議会の開催について、事務局から説明を行った。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印